

国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における 教員組織の在り方に関する規則

平成26年12月5日
規則第139号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方について定めることにより、教員の適切な役割分担の下での組織的な連携体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局長等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）別表に掲げる部局長及び第14条の2から第14条の7に定める機構長
- (2) その他学長が特に認めた者

(教授等)

第3条 教授等は、所属する分野・診療科等の管理運営を行い、業務を総括し、構成員を監督する。

- 2 前項に規定する「教授等」とは、分野・診療科等に所属する教授、診療科等の長その他これらに類する者をいう（以下同じ。）。

(准教授等)

第4条 准教授、講師及び助教は、分野・診療科等の構成員として、教授等の監督の下、従前と同様の職務分担により、組織的に教育研究診療等を行うものとする。

(担当)

第5条 分野・診療科等の円滑な運営に学長が特に必要と認める場合には、分野・診療科等内に複数の担当を置くことができる。

- 2 前項の担当を置く場合において、当該分野・診療科等に教授を2名以上配置する場合は、そのうち1名に主任教授を命ずるものとする。
- 3 主任教授は、第3条第1項を適用する。
- 4 当該分野・診療科等内の主任教授以外の教授（以下「担当教授」という。）は、第2条にかかわらず、担当内の業務を総括し、構成員を監督する。
- 5 担当を置く分野及び当該分野に置かれる担当は別表のとおりとする。

(代理)

第6条 主任教授が、休職、停職、退職等により欠員となった場合、当該欠員期間中、担当教授が代理を務めるものとする。この場合において、代理は、主任教授の担当分を含め、全ての権限を引き継ぐものとする。

- 2 教授等または担当教授が、休職、停職、退職等により欠員となった場合、当該欠員期間中、部局長等が指名する者が代理を務めるものとする。この場合において、代理の権限等は部局長等の指定する範囲とする。

(雑則)

第7条 前各条の定めにかかわらず、学長は、教員組織の在り方に関し必要な事項を別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月5日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項(平成18年制定)は廃止する。

附 則 (平成27年4月1日規則第106号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月11日規則第91号)

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月15日規則第128号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月6日規則第62号)

この規則は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月13日規則第85号)

この規則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年11月6日規則第107号)

この規則は、平成30年11月6日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則 (令和元年5月16日規則第58号)

この規則は、令和元年5月16日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

附 則 (令和2年1月23日規則第5号)

この規則は、令和2年1月23日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年4月1日規則第53号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正については、令和2年3月10日から適用する。

附 則 (令和3年3月3日規則第23号)

この規則は、令和3年3月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

担当を置く分野	担 当
精神行動医科学分野	精神行動医科学担当
	犯罪精神医学担当
	リエゾン精神医学—精神腫瘍学担当
血液内科学分野	血液内科学担当
	造血器疾患免疫治療学担当
形成・再建外科学分野	形成・再建外科学担当
	機能再建学担当
歯周病学分野	歯周病学担当
	歯周光線治療学担当